

小型船舶操縦士試験

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十二条)

(1) 指定・登録基準

船舶職員及び小型船舶操縦者法

(指定の基準)

第二十三条の十三 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が左の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に関する計画が特定試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が特定試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、特定試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 その指定をすることによつて当該申請に係る特定試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- 一 申請者が第二十三条の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しないものであること。
- 二 法人にあつては、その役員のうちこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会
指定・登録時期 : 平成 3年 7月
法人の連絡先 : 〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町4-47
指定・登録の理由 : 指定基準に適合しているため。

(3) 指定登録基準に係る問合せ、照会等

特になし

※(1)の基準を満たす者であれば、誰でも指定を受けることができます。

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 試験の種類により1,200円~18,600円まで。

積算根拠 試験の種類毎に、試験事務に係わる役職員の人件費、及び物件費(試験艇費、試験会場費、光熱費、事務費その他の諸経費)の合計として設定されている。

小型船舶操縦士試験機関の指定申請のご案内

小型船舶操縦士指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく国土交通大臣の指定を受け、小型船舶操縦試験の実施に関する事務（以下「特定試験事務」という。）を行う者のことです。

なお、現在、指定試験機関は、（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会（事務所：本部（東京都新宿区）、北海道（北海道小樽市）、東北（宮城県塩竈市）、関東（神奈川県横浜市）、信越（新潟県新潟市）、中部（愛知県名古屋市）、近畿（大阪府大阪市）、四国（香川県高松市）、九州（福岡県北九州市）、沖縄（沖縄県那覇市））ですが、最近では、参入拡大が求められており、基準を満たす者であれば、誰でも指定を受けることができます。以下に申請の手続きを記載していますので、ご覧下さい。

1. 小型船舶操縦試験

小型船舶操縦者（小型船舶の船長）として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行うもので、身体検査、学科試験及び実技試験となっています。

小型船舶操縦試験（以下「操縦試験」という。）に合格した者は、小型船舶操縦士の免許を受けることができます。

なお、操縦試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできる限り簡素なものとする必要があります。

2. 小型船舶操縦士試験機関の指定基準

国土交通大臣は、申請を受け指定をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に関する計画が特定試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- (2) 経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- (3) 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて、以下の構成員の構成が特定試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ① 一般社団法人又は一般財団法人 社員又は基本財産の拠出者
 - ② 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の株式会社 株主
 - ③ 会社法第575条第1項の持分会社 社員
 - ④ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合 組合員
 - ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- (4) 特定試験事務が不公正になるおそれがないものとして、以下で定める基準に適合するものであること。

- ① 特定の者を差別的に取り扱うものでないこと。
 - ② 操縦試験を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
 - ③ その他、操縦試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (5) その指定をすることによって当該申請に係る特定試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

また、指定の申請が次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣は指定をしてはならないこととなっています。

- (イ) 申請者が指定基準に適合しなくなった又はこの法律の規定に違反した等により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であること。
- (ロ) 法人にあっては、その役員のうちこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があること。

3. 小型船舶操縦士試験員の要件

指定試験機関は、特定試験事務を行なう場合において、小型船舶操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務は、以下の要件を満たす小型船舶操縦士試験員（以下「試験員」という。）に行なわせなければなりません。

- (1) 22歳以上の者であること。
- (2) 技能限定がなされていない一級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の操縦免許を有する者であること。
- (3) 更に以下の要件のいずれかに該当する者であること。
 - ① 登録小型船舶教習所において2年以上小型船舶操縦者の教習に関する事務に従事した経験を有する者
 - ② 行政官庁又は指定試験機関において1年以上操縦試験又は海技試験に関する事務に従事した経験を有する者
 - ③ 行政官庁において1年以上登録小型船舶教習所又は登録船舶職員養成施設に関する事務に従事した経験を有する者
 - ④ 国土交通大臣が①から③までのいずれかに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

また、この法律に違反する等による国土交通大臣の解任の命により試験員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、試験員になることはできません。

なお、指定試験機関は、研修要領及び研修計画を定め、すべての試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければなりません。

4. 試験事務規程の認可内容

指定試験機関は、特定試験事務の開始前に、以下の内容の特定試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

- ① 特定試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- ② 特定試験事務を行う事務所ごとの管轄区域に関する事項
- ③ 操縦試験の実施の方法に関する事項
- ④ 手数料の収納の方法に関する事項
- ⑤ 操縦試験に係る合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- ⑥ 特定試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- ⑦ 帳簿書類の管理に関する事項
- ⑧ その他特定試験事務の実施に関し必要な事項

試験事務規程を認可したときは、②の管轄区域を官報で公示します。

5. 小型船舶操縦士試験機関の指定申請の方法

指定を受けようとする者は、名称及び住所、特定試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地、事務所ごとの試験員の数、特定試験事務の開始予定日を記載した任意の様式の申請書に、次の書類を1部添付して国土交通大臣に提出して下さい。

- ① 住民票の写し（法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録
- ③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書
- ④ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑤ 役員又は事業主の氏名及び履歴、上記2.(3)の構成員のうち主たる者の氏名（当該構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合を記載した書類
- ⑥ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑦ 特定試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- ⑧ 特定試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ⑨ 試験員の選任に関する事項を記載した書類
- ⑩ 試験員の研修に関する事項を記載した書類
- ⑪ 指定を受けようとする者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑫ 申請者が2.(イ)及び(ロ)に該当しないことを証明する書類
- ⑬ その他参考となる事項を記載した書類

書類の提出先及びお問合せ先は次のとおりです。（下記6.において同じ。）

国土交通省海事局海技課小型船係
〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3

申請を審査した結果、指定をしたときは、その名称、住所及び特定試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示します。

6. 指定試験機関としての指定後に必要な手続

(1) 指定の更新申請

指定試験機関は、5年毎にその更新を受けないと、その期間の経過をもって、その効を失います。

(2) 試験事務規程の変更認可申請

指定試験機関は、試験事務規程を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(3) 名称等の変更届出

指定試験機関は、その名称若しくは住所又は特定試験事務を行なう事務所の名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。

(4) 予算等の提出

指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣に提出しなければなりません。これを変更しようとするときも、同様です。

また、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後3ヶ月以内に国土交通大臣に提出しなければなりません。

(5) 試験員の選任等の届出

試験員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければなりません。これを変更したときも、同様です。

(6) 役員の変更等の届出

指定試験機関は、役員に変更があつた場合又は2.(3)の構成員のうち主たる者に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(7) 特定試験事務の実施に係る報告

指定試験機関は、毎事業年度において3月ごとに1回、その期間内に行った操縦試験の結果について、その報告書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(8) 特定試験事務の休廃止の届出

指定試験機関は、特定試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。

(9) 不正受験者の処分の報告

指定試験機関は、操縦試験に関して不正の行為があつたときは、当該不正行為に係る者について、その操縦試験を停止し、又はその合格を無効とすることができますが、その場合には、遅滞なく、処分の内容等を記載した報告書を国土交通大臣に提出し

なければなりません。

7. 操縦試験手数料

操縦試験を受ける者が指定試験機関に収める手数料の額は、下表のとおりです。(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第144条で規定されています。)

操 縦 試 験 の 種 別		金 額
一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験、二級小型船舶操縦士(第二号限定)試験又は特殊小型船舶操縦士試験	身体検査	3,200円※
一級小型船舶操縦士試験	学科試験	5,900円
	実技試験	18,600円
二級小型船舶操縦士試験	学科試験	3,000円
	実技試験	18,600円
二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験	学科試験	2,200円
	実技試験	14,700円
二級小型船舶操縦士(第二号限定)試験	学科試験	3,000円
	実技試験	18,600円
特殊小型船舶操縦士試験	学科試験	2,600円
	実技試験	16,000円

※ 操縦試験の申請者が、医師により操縦試験開始日前6月以内に受けた検査の結果を記載した小型船舶操縦士身体検査証明書を提出した場合であって、当該証明書の確認及び目視その他の簡素な検査を身体検査とする場合には、手数料は1,200円となります。

8. 国土交通大臣による指導監督

(1) 監督命令

国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、特定試験事務に関し監督上必要な命令をすることができます。

(2) 報告及び立入検査

国土交通大臣は、小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図るために必要な限度において、指定試験機関に対し、特定試験事務に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、特定試験事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができます。

この立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示します。

(3) 指定の取消し等

国土交通大臣は、指定試験機関が以下のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずる

ことができます。

- ① 指定試験機関としての要件に該当しなくなったとき。
- ② この法律又は命令に違反したとき。
- ③ 認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。
- ④ 不正の手段により指定を受けたとき。

9. その他

特定試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

また、指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされます。